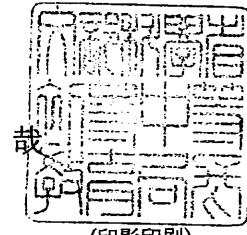


平成20年3月28日  
19文科初第1403号  
厚生労働省社援発第0328004号

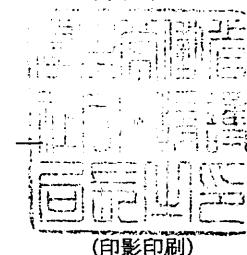


各 都 道 府 縿 知 事  
各 指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長  
各 都 道 府 縍 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 殿  
附 属 高 等 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 学 長  
各 関 係 団 体 の 長  
各 地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長

文部科学省初等中等教育局長  
金森越



厚生労働省社会・援護局長  
中村秀



### 福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針について

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号の規定に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「福祉系高等学校等」という。）の指定の基準については、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学・厚生労働省令第2号。以下「学校指定規則」という。）に定められているところですが、その設置及び運営に係る具体的な基準について、今般、別添のとおり「福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針」を定め、福祉系高等学校等の指定に際しては、学校指定規則によるほか、この指針に基づき行うこととしましたので参考までに通知します。

#### [本件担当]

文部科学省初等中等教育局参事官付産業教育係  
電話：03-5253-4111（内線 2384、2904）

厚生労働省局社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室資格試験係  
電話：03-5253-1111（内線 2845、2849）

## 福祉系高等学校等の設置及び運営に係る指針

### 1 校地・校舎及び施設設備等に関する事項

- (1) 校地及び校舎等建物について、設置者が所有するものであることを原則とすること。  
なお、次の要件を満たし、かつ、概ね 20 年以上にわたって使用できる場合には、借地  
又は借家であっても差し支えないこと。
- ア 貸貸借契約が締結されていること（設置計画書提出時においては仮契約締結でも  
よい）。
- イ 校地について地上権若しくは賃借権又は校舎等建物について賃借権の登記がなさ  
れていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。
- また、校舎等建物が自己所有の場合については、申請年内（12 月末日まで）に工  
事を完了すること。
- (2) 暫定校舎及び恒久的な使用に充てるとは思えない簡易建物は原則として校舎とは認  
められないこと。
- (3) 本指針において備えることとされている備品等については、原則として全て申請年  
内に備えつけを完了すること。
- (4) 普通教室の広さは、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒 1 人当たり 1.65  
平方メートル以上であること。
- (5) 介護実習室として、専らベッドを用いる実習室（内法による測定で、概ね 1 ベッド  
当たり 11.0 平方メートル以上の広さを有すること。）及び 6畳又は 8 畳の和室を設け  
ること。和室については、在宅介護を想定した介護実習を行うためのものであり、襖、  
障子等で仕切られた独立の部屋とし、押入れを設けるのが望ましいが、在宅介護を想  
定した適切な実習が可能であれば、必ずしも襖、障子等で仕切られた独立の部屋でな  
くても、また、押入れを設けなくても差し支えないこと。
- (6) 入浴実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒 1 人当たり 1.65 平方  
メートル以上の広さを有し、家庭浴槽とシャワー設備を備え付けた上、給排水設備を  
整えること。

- (7) 家政実習室は、内法による測定で、同時に授業を受ける生徒1人当たり1.65平方メートル以上の広さを有し、調理設備、裁縫作業台（同時に授業を行う生徒6人につき1台）を備えること。なお、調理実習室と裁縫作業室をそれぞれ設ける場合については、それぞれ規定の面積以上の広さを有すること。
- (8) 図書室は、十分な閲覧スペースと閲覧設備(机、いす等)が整備されていること。また、図書室の蔵書以外にも、学習に必要な文献等について情報を検索できるよう、必要な機器を整備すること。
- (9) 更衣、演習、学生相談等に利用できる設備を設けることが望ましいこと。
- (10) 教育上必要な機械器具及び模型については、次のものを整備するとともに、その時々の新しい介護ニーズに応じた教育用機械器具等の充実に努めること。

品名	数量	
実習用モデル人形	2	体位変換、清拭等介護実習に適したもの。
人体骨格模型	1	
成人用ベッド	生徒5人に1	ギャッチベッドを含む。手すりを備えたもの。
移動用リフト	1	床走行式、固定式、据置式のいずれも可とする。
スライディングボード又はスライディングマット	適当数	
車いす	生徒5人に1	
簡易浴槽	1	移動できるもので、浴槽が硬質のもの。
ストレッチャー	2	
排せつ用具	適当数	ポータブルトイレ、尿器等。
歩行補助つえ	適当数	
盲人安全つえ	適当数	普通用と携帯用を揃えること。

視聴覚機器	適当数	テレビ、ビデオ、OHP、プロジェクター等。
障害者用調理器具、 障害者用食器	適当数	
和式布団一式	1	

(11) 教育用機械器具等については、設置者が所有することを原則とすること。

ただし、福祉系高等学校等の適切な管理の下、当該福祉系高等学校等に常時備え置かれている場合であって、授業運営上必要になったときに、随時使用できる場合には、レンタル又はリース等であっても差し支えないこと。

(12) 社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号。

以下「学校指定規則」という。別表第5に定める科目の教育内容に関する専門図書及び学術雑誌を備えるとともに、生徒の希望も勘案し、定期的にこれらを補充又は更新し、その充実を図ること。特に領域「介護」に関する図書の充実を図ること。

## 2 設置計画書に関する事項

(1) 福祉系高等学校等を設置しようとする者は、授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による福祉系高等学校等設置計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。  
ただし、これにより難い場合にあっては文部科学省へ相談すること。

(2) 福祉系高等学校等の生徒の修業年限、養成課程、定員（定員を増加する場合に限る。）及び学級数を変更しようとする者は、学則等を変更しようとする日の1年前までに様式1に準ずる福祉系高等学校等定員変更計画書を地方厚生（支）局長に提出すること。  
ただし、これにより難い場合にあっては文部科学省へ相談すること。

(3) 福祉系高等学校等設置計画書及び福祉系高等学校等定員変更計画書の提出部数は2部とすること。

(4) 設置計画書又は定員変更計画書の提出にあっては文部科学省にあらかじめ相談すること。

(5) 介護福祉士養成に係る学科の設置に関する広告等は、自らの責任において福祉系高等学校等設置計画書等の提出以降行って差し支えないこと。

ただし、設置について計画段階であることがわかるような表現とすること。

### 3 指定申請書等に関する事項

(1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号。以下「令」という。）

第 3 条の指定の申請並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の変更の承認の申請は、授業を開始しようとする日（変更の承認にあっては変更を行おうとする日）の 6 か月前までに、様式 2 による福祉系高等学校等指定申請書又は様式 2 に準ずる福祉系高等学校等変更承認申請書を、地方厚生（支）局長に提出すること。

ただし、令第 4 条第 1 項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第 10 条第 1 項の変更の承認の申請であって、学校指定規則第 9 条第 1 項第 5 号に掲げる事項のうち、入学定員又は入所定員の減に関する事項の変更の承認の申請については、変更を行おうとする日の 3 か月前までに提出すること。

(2) 福祉系高等学校等指定申請書及び福祉系高等学校等変更承認申請書の提出部数は、

2 部とすること。

(3) 生徒の募集（募集要項の配付や入学試験の実施等をいう。以下同じ。）は、福祉系高等学校等指定申請書等の提出以降行って差し支えないこと。ただし、生徒の募集に当たっては次の点に留意しなければならないこと。

ア 申請者の責任において行うこと。

イ 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。

ウ 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあっては、必ず予定である旨を明示すること。

### 4 学則等に関する事項

学則又はこれに準ずるものであって、福祉系高等学校等における教育の方針や内容等を定めるもの（以下「学則等」という。）には少なくとも次に掲げる諸事項が明示されていること。

ア 設置目的

イ 名称

ウ 位置

エ 修業年限

オ 生徒定員及び学級数（通信課程にあっては、生徒定員）

カ 養成課程及び履修方法

- キ 学年、学期及び授業を行わない日
- ク 入学時期
- ケ 入学資格
- コ 入学者の選考
- サ 入学手続
- シ 退学、休学、復学、卒業
- ス 成績考查
- セ 入学検定料、入学科、授業料及び実習費等
- ソ 教職員の組織
- タ 賞罰

## 5 生徒に関する事項

- (1) 学則等に定められた生徒の定員を厳守すること。
- (2) 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- (3) 入学の選考は、学力検査の成績等を勘案して適正に行うこと。
- (4) 生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。
- (5) 学校指定規則別表第5に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、介護実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則等にその旨が明記されていること。
- (6) 他の福祉系高等学校等において履修した科目については、当該福祉系高等学校等における科目と同一である場合には、当該福祉系高等学校等における科目の履修に替えて差し支えないこと。
- (7) 健康診断の実施、疾病の予防措置等生徒の保健衛生に必要な措置を講ずること。
- (8) 入学、卒業、成績、出席状況等生徒に関する書類が確実に保存されていること。

## 6 教員に関する事項

- (1) 教員の数は、学校指定規則別表第5に定める各科目を担当するのに適当な数であること。
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定により授与された福祉の教科の高等学校の教員免許状（以下「福祉の教員免許状」という。）を有する教員により、学

校指定規則第8条第2号に規定する教員の数を満たす必要があること。

- (3) 学校指定規則第8条第3号から第5号までに規定する1人はおくこととされる教員については、福祉の教員免許状を有する者であること。
- (4) 1人の教員が学校指定規則第4号及び第5号のいずれの基準も満たす場合には、当該教員を学校指定規則第4号及び第5号に規定する教員として差し支えないこと。

## 7 教育に関する事項

- (1) 学校指定規則別表第5に定める各科目の教育内容は、別表1以上であること。
- (2) 学校指定規則別表第5に定める各科目は、別表1に定める資格取得時の介護福祉士養成の目標、当該教育内容が含まれる領域の目的及び当該教育内容のねらいを踏まえて教授すること。この場合、当該各科目には、教育に含むべき事項が全て含まれていること。
- (3) 介護福祉士という職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような科目の設定又はその内容に配慮すること。
- (4) 合同授業（福祉系高等学校等で複数の学級を有する場合に同時に授業を行うこと又は福祉系高等学校等の課程間において同時に授業を行うことをいう。）又は合併授業（福祉系高等学校等と他の学科、コース、専攻等と同時に授業を行うことをいう。）については、講義による授業であって、授業等に支障を来さない限りにおいて行って差し支えないこと。

## 8 実習に関する事項

- (1) 学校指定規則第5条第14号イの実習（以下「介護実習Ⅰ」という。）については、利用者の生活の場である多様な介護現場において、個々の利用者の生活リズムや個性を理解した上で個別ケアを理解し、利用者及び家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解することに重点を置いた内容とすること。また、同号ロの実習（以下「介護実習Ⅱ」という。）については、一の施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を開示し、他の科目で学習した知識及び技術等を総合して、具体的な介護サービスの提供の

基本となる実践力を修得することに重点を置いた内容とすること。

- (2) 介護実習については、介護実習施設等において行うものをいうものであること。
- (3) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で施設における実習に片寄ることのないよう、短期間であっても、訪問介護等の利用者の居宅を訪問して行うサービスや小規模多機能型居宅介護等のサービスを含む居宅サービスを介護実習施設等として確保することにより、利用者の生活の場である多様な介護現場において個別ケアを体験・学習できるよう、配慮すること。
- (4) 介護実習Ⅰを行うのに適切な介護実習施設等の選定に当たっては、介護実習Ⅱを含めた介護実習全体で特定の施設・事業等の種別に片寄ることのないよう、高齢者を対象とした施設・事業等、障害者を対象とした施設・事業等、児童等を対象とした施設・事業等で多様な経験・学習ができるよう配慮すること。
- (5) 学校指定規則第5条第1項第14号のロに規定する介護実習Ⅱを行う介護実習施設等の基準のうち、介護職員に占める介護福祉士の割合の基準については、常勤の介護職員のうち介護福祉士の人数が3割以上であれば満たすものであること。
- (6) 実習内容、実習指導体制及び実習中の安全管理等については、福祉系高等学校等と介護実習施設等との間で十分に協議し、確認を行うこと。
- (7) 介護実習施設等における実習計画が、当該介護実習施設等との連携の下に定められていること。
- (8) 福祉系高等学校等の実習を担当する教員は、実習期間中に各介護実習施設等を週1回以上巡回して、個々の学生について実習の課題を把握し、実習目標の達成状況を踏まえ、目標達成のための具体的な方法について指導を行うこと。ただし、これにより難い場合にあっては、介護実習施設等との十分な連携の下、実習期間中に生徒が福祉系高等学校等において学習する日を設け、指導を行うこととしても差し支えないこと。
- (9) 実習期間が1日から3日程度の実習にあっては、実習期間前に福祉系高等学校等と当該実習を受け入れる介護実習施設等の実習指導者との間で情報交換を行い、実習に係る教育の到達目標を共有している場合には、(8)によらなくても差し支えないこと。
- (10) 実習の教育効果を上げるため、介護総合演習については、実習前の介護技術の確認や介護実習施設等に係るオリエンテーション、実習後の事例報告会の開催、実習期間中に学生が介護福祉士養成施設において学習する日の設定等を通じ、実習に必要な知識及び技術、介護過程の展開の能力等について、個々の学生の学習到達状況に応じた総合的

な学習となるよう努めること。

- (11) 実習において知り得た個人の秘密の保持について、教員及び生徒に対して徹底を図ること。

## 9 情報公開に関する事項

- (1) 開示すべき情報の内容は、別表2に定める内容以上であること。
- (2) 情報の開示を行うに当たっては、インターネットや生徒募集用パンフレット等において広く閲覧の用に供すること。なお、インターネットにより開示した情報は定期的に更新すること。

## 10 運営に関する事項

- (1) 福祉系高等学校等の経理が他と明確に区分されていること。
- (2) 会計帳簿、決算書類等収支状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 入学料、授業料及び実習費等は適当な額であり、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (4) 令第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

## 11 特例高等学校等に関する事項

- (1) 学校指定規則附則第2条に規定する特例高等学校等（以下、単に「特例高等学校等」という。）における実習については、専攻科及び別科以外の特例高等学校等にあっては、介護実習Ⅱを105時間（3単位）以上、専攻科にあっては、介護実習Ⅱを70時間（2単位）以上行うよう努めること。
- (2) 特例高等学校等にあっては、1及び4から10まで（8の（2）は除く。）にかかるわらず、上記（1）及び学校指定規則附則第2条に規定するほか、教員、施設設備等については、適切に授業を行えるものであること。

## 12 経過措置に関する事項

- (1) 平成21年度において新規に開設する福祉系高等学校等については、2の設置計画書等に関する規定は適用しないものであること。
- (2) 平成21年3月31日に現に存する高等学校等（基本的な設備が完成しているものを

含み、平成 21 年 4 月 1 日以降に増築され、又は改築された部分を除く。) については、当分の間、1 の (2) の (ア) 中「1.65 平方メートル以上であること」とあるのは、「1.65 平方メートル以上を標準とすること」と、(イ) 中「11.0 平方メートル以上の広さを有する」とあるのは、「11.0 平方メートル以上の広さを標準として有する」と、(ウ) 及び (エ) 中「1.65 平方メートル以上の広さを有し」とあるのは「1.65 平方メートル以上の広さを標準として有し」と読み替えることとする。

- (3) 学校指定規則第 5 条第 14 号口に規定する講習会には、厚生労働省の補助金を受けて、社団法人日本介護福祉士会が平成 20 年度に行う学校指定規則第 5 条第 14 号口に規定する講習会に準ずる内容の講習会を含めて差し支えないこと。
- (4) 学校指定規則附則第 5 条第 7 号に規定する「新指定規則第 5 条第 14 号口に規定する講習会に相当するものとして厚生労働大臣が認める研修」とは、平成 21 年 3 月 31 日までの間において、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う実習指導者の養成のための研修その他学校指定規則第 5 条第 14 号口に規定する講習会に規定する講習会に相当する講習会をいうものであり、これに該当すると思われる講習会の実施主体にあっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課宛て照会されたいこと。

### 13 その他

#### (1) 制度の見直しについて

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）附則第 9 条第 2 項において、「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」とこととされていることを踏まえ、平成 21 年度以降の新しい教育カリキュラムの施行状況を注視し、必要に応じて見直しを行うこととしているので、御了知ありたいこと。

#### (2) 現に福祉系高校等において教授している有資格者等について

福祉の教員免許状を有さずに介護福祉士や看護師その他現に福祉系高校等において教授している有資格者等については、特別免許状制度等を活用することで学校指定規則第 8 条第 2 号に規定する教員の数に含めることができること。このため、当該制度の適切な活用することにより、今後も効果的かつ実践的な教育に努められたいこと。

別表1

資格取得時の介護福祉士養成の目標		
領域	領域の目的	
人間と社会	1 介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 2 利用者に対して、あるいは多職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 3 アカウンタビリティ(説明責任)や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 4 介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者自立支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。	
	科目	ねらい 教育に含むべき事項

社会福祉基礎	<p>「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。</p> <p>介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。</p>	<p>① 人間の尊厳と自立 ② 介護における尊厳の保持・自立支援</p> <p>① 人間関係の形成 ② コミュニケーションの基礎</p> <p>① 個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ② わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③ 介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④ 介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的</p>
--------	---	--

	知識を習得する学習とする。	
人間と社会に関する選択科目(教科:公民、数学、理科、家庭)	<p>以下の内容のうちから福祉系高等学校等ごとに選択して、科目の内容及び時間を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物や人間等の「生命」の基本的仕組みの学習（科目例：生物基礎、生物）</li> <li>② 数学と人間のかかわりや社会生活における数学の活用の理解と数学的・論理的思考の学習（科目例：数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学A、数学B、数学応用）</li> <li>③ 家族・福祉、衣食住、消費生活等に関する基本的な知識と技術の学習（科目例：家庭基礎、家庭総合、生活デザイン）</li> <li>④ 組織体のあり方、対人関係のあり方、（リーダーとなつた場合の）人材育成のあり方についての学習</li> <li>⑤ 現代社会の基礎的問題を理解し、社会を見つめる感性や現代を生きる人間としての生き方について考える力を養う学習（科目例：現代社会、倫理、政治・経済）</li> <li>⑥ その他の社会保障関連制度についての学習（科目例：生活と福祉）</li> </ul>	
領域の目的		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基本的な介護の知識・技術を養う。</li> <li>2 自立支援の観点から介護実践できる能力を養う。</li> <li>3 利用者のみならず、家族等に対する精神的支援や援助のために、実践的なコミュニケーション能力を養う。</li> <li>4 多職種協働やケアマネジメントなどの制度の仕組みを踏まえ、具体的な事例について介護過程を展開できる能力を養う。</li> <li>5 リスクマネジメント等、利用者の安全に配慮した介護を実践する能力を養う。</li> </ol>		
科目	ねらい	教育に含むべき事項

	介護福祉基礎	「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	① 介護福祉士を取り巻く状況 ② 介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③ 尊厳を支える介護 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護サービス ⑦ 介護実践における連携 ⑧ 介護従事者の倫理 ⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩ 介護従事者の安全
	コミュニケーション技術	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションについて理解するとともに、利用者や利用者家族、あるいは多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	① 介護におけるコミュニケーションの基本 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション
	生活支援技術	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたぐの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の

			<b>介護</b> ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 自立に向けた睡眠の介護 ⑩ 終末期の介護
介護過程	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。		① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ
介護総合演習	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に生徒が福祉系高等学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		
介護実習		① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。	
こころ とから だのし くみ		<b>領域の目的</b> 1 介護実践に必要な知識という観点から、からだとこころのしくみについての知識を養う。 2 増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的・社会的なケアについての基礎的な知識を養う。	
科目	ねらい	教育に含むべき事項	

	こころとからだの理解	発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老年期の発達と成熟 ③ 老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 高齢者と健康
		認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援
		障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的側面の基礎的知識 ③ 連携と協働 ④ 家族への支援
		介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスの提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	① こころのしくみの理解 ② からだのしくみの理解 ③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④ 移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだの

			しくみ ⑦ 排泄に関連したこ ろとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこ ろとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころ とからだのしくみ
--	--	--	--

別表 2

区分	情報開示の項目
設置者に関する情報	① 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに連絡先 ② 法人の代表者の氏名 ③ 福祉系高等学校等以外の実施事業 ④ 財務諸表（設置者が法人の場合）
福祉系高等学校等に関する情報	① 名称、住所及び連絡先 ② 福祉系高等学校等の校長の氏名 ③ 開設年月日 ④ 学則等 ⑤ 施設設備の概要（図書の蔵書数を含む。）
養成課程に関する情報	① 養成課程の教育課程表 ② 定員 ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先） ④ 費用 ⑤ 教員数、科目別担当教員名 ⑥ 使用する教材 ⑦ 教材 ⑧ 介護実習施設等の名称、住所及び事業内容 ⑨ 介護実習の内容及び特徴
実績に関する情報	① 卒業者の延べ人数 ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数、進学先の学校種別及び進学者数）
その他の情報	その他、入学者又は入学希望者の選択に資する情報

(様式 1)

福祉系高等学校等設置計画書

1 学校名						
2 位置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏名					
4 設置年月日						
5 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限	授業開始予定年月日
	(1) 法第40条第2項第1号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと					
	(2) 法附則第2条第1項の特例 高等学校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科 ※ 該当するものを、○で囲むこと						
6 校長の 氏名						
7 必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に○印を、領 域「介護」「ここ ろとからだのし くみ」に1人以上 必要な教員には、 ○印を記すこと)	氏名	年齢	担当科目	資格・免許		教員調書 頁番号

8 その他の教員						
9 開講科目対照表	領域 人間と社会	科 目 名 (单 位 数)	開 講 科 目 名 称	同 時 に 受 講 す る 生 徒 数	单 位 数	
		社会福祉基礎 (4)				
		計				
		人間と社会 に 関 す る 選 択 科 目 (4)				
		計				
		介護基礎 (5)				
		計				
		コミュニケーション 技術 (2)				
	計					
	生活支援技術 (9)					
	計					
	介護過程 (4)					
	計					

		介護総合演習 (3)					
			計				
		介護実習 (13)					
			(介護実習Ⅰの計)				
			(介護実習Ⅱの計)				
			計				
	こころと からだの しくみ	こころとからだの 理解(8)					
			計				
		合 計					
10 建 物	土地面積	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)	教室等 の名称 (各室毎に記 入すること)	面 積	共用先 (共用する場 合について のみ記入)
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
	建物 延面積		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>	

11 教育用機械器及び模型	実習用モデル人形	体	排せつ用具				個本本器台式
	人体骨格模型	体	歩行補助つえ				
	成人用ベッド	床	盲人安全つえ				
	移動用リフト	台	視聴覚機器				
	スライディングボード・マット	台	障害者用調理器具・食器類				
	車いす	台	和式布団一式				
	簡易浴槽	槽					
	ストレッチャー	個					
12 実習施設	施設名及び施設種	氏名（法人にあっては名称）	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書貢番号
							I II
							I II
							I II
							I II
							I II
13 整備に要する経費	区分	整備方法				金額	
	土地	自己所有・寄付・買収・その他（）				千円	
	建物	自己所有・寄付・買収・その他（）				千円	
	設備					千円	
	合計					千円	
14 資金計画	区分					金額	
	自己資金					千円	
	借入金					千円	
	その他（具体的に）					千円	
	合計					千円	

(注 1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注 2) 7 の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

(注 3) 10 の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室 (m<sup>2</sup>) と和室 (畳) を区別して記入すること。

(注 4) 13 の整備に要する経費及び 14 の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

## 教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称				
氏名				
生年月日		年齢(歳)		
最終学歴 (学部、学科、専攻)				
担当予定科目				
指定規則第8条第4号の要件		該当	・	非該当
指定規則第8条第5号の要件		該当	・	非該当
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況		研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
教 育 歴 ・ 職 歴				
	合計			
資 格 ・ 免 許 ・ 学 位	名称			取得機関

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会を修了した者については、その修了証の写しを添付すること。

## 実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日	年齢 (歳)		
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習 指導者研修課程	1. 修了 (修了年月: 年 月) 2. 未修了		
介護福祉士国家資格	1. 有 2. 無 (資格取得時期 年 月)		
区分			
職歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
		合 計	

(注1) 各実習指導者ごとに作成する。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（I）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（II）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（II）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあっては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

## 添付書類

### 1 設置者に関する書類

#### (1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

#### (2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

### 2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

### 3 整備に関する書類

#### (1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確認書、買収又は賃借の場合は契約書

#### (2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確認書、買収の場合は契約書

### 4 資金計画に関する書類

#### (1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (2) 借入金

- ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類
- イ 融資内諾書等の写

#### (3) 寄附金

- ア 寄附申込書
- イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械機器及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録

(様式2)

番号  
年月日

文部科学大臣  
殿  
地方厚生(支)局長

申請者印

福祉系高等学校等指定申請書

標記について、社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条の規定に基づき申請します。

福祉系高等学校等指定申請書

1 学校名						
2 位 置						
3 設置者 (法人の場合は 名称・所在地)	氏 名					
4 設置年月日						
5 種類等	種 類	1学年 の定員	学級数	1学級 の定員	修 業 年 限	授業開始 予定年月日
	(3) 法第40条第2項第1号の 福祉系高等学校等 (昼間課程・夜間課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科					
	※ 該当するものを、○で囲むこと					
	(4) 法附則第2条第1項の特例 高等学校等 (昼間課程・夜間課程・通信課程)					
	高等学校・高等学校専攻科・中等教育学校・中等教育学校専攻科					
	※ 該当するものを、○で囲むこと					
6 校長の 氏名						
7 必置教員 (教務に関する 主任者には氏名 の前に○印を、領 域「介護」「ここ ろとからだのし くみ」に1人以上 必要な教員には、 ○印を記すこと)	氏 名	年齢	担当科目	資格・免許		教員調書 頁番号

8 その他の教員					
9 開講科目対照表	領域	科目名 (単位数)	開講科目名称	同時に受講する生徒数	単位数
	人間と社会	社会福祉基礎 (4)			
				計	
		介護	人間と社会 に関する選択科目 (4)		
				計	
介護過程	介護福祉基礎 (5)				
			計		
介護過程	コミュニケーション技術 (2)				
			計		
介護過程	生活支援技術 (9)				
			計		
介護過程	介護過程 (4)				
			計		



11 教育用機械器及び模型	実習用モデル人形		体	排せつ用具				個本本器台式
	人体骨格模型		体	歩行補助つえ				
	成人用ベッド		床	盲人安全つえ				
	移動用リフト		台	視聴覚機器				
	スライディングボード・マット		台	障害者用調理器具・食器類				
	車いす		台	和式布団一式				
	簡易浴槽		槽					
	ストレッチャー		個					
12 実習施設	施設名及び施設種	氏名(法人にあっては名称)	設置年月日	位置	入所定員	実習指導者	実習指導者調書販番号	実習区分
								I II
								I II
								I II
								I II
								I II
								I II
13 整備に要する経費	区分	整備方法					金額	
	土地	自己所有・寄付・買収・その他( )					千円	
	建物	自己所有・寄付・買収・その他( )					千円	
	設備						千円	
	合計						千円	
14 資金計画	区分				金額			
	自己資金				千円			
	借入金				千円			
	その他(具体的に)				千円			
	合計				千円			

(注1) 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜様式の枚数を増加し、この様式に準じた設置計画書を作成すること。

(注2) 7の教員の資格名欄には、「福祉」の教員免許状、介護福祉士、医師、保健師、助産師、看護師の資格・免許を持つ者について記入すること。

(注3) 10の建物欄には、介護実習室は、専らベッドを用いる実習室(m<sup>2</sup>)と和室(畳)を区別して記入すること。

(注4) 13の整備に要する経費及び14の資金計画については、国又は地方公共団体が設置する学校である場合は記入及び添付書類は不要。

## 教員に関する調書

福祉系高等学校等の名称			
氏名			
生年月日			年齢(歳)
最終学歴 (学部、学科、専攻)			
担当予定科目			
指定規則第8条第4号の要件	該当		非該当
指定規則第8条第5号の要件	該当		非該当
文部科学大臣及び厚生労働大臣 が別に定める基準を満たす研 修・講習会等の受講状況	研修・講習会等の名称	受講期間	修了年月
教育歴 ・ 職歴	名 称	教育内容又は業務内容	年 月
	合	計	
資格 ・ 免許 ・ 学位	名 称	取得機関	取得年月日

(注1) 各教員ごとに作成する。

(注2) 文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たす研修・講習会を修了した者については、  
その修了証の写しを添付すること。

## 実習指導者に関する調書

実習施設名			
氏名			
生年月日	年齢（歳）		
従事している業務内容			
介護福祉士養成実習施設・事業等実習 指導者研修課程	1. 修了 (修了年月： 年 月) 2. 未修了		
介護福祉士国家資格	1. 有 2. 無 (資格取得時期 年 月)		
区分			
職歴	施設・事業所名称	業務内容	年 月
	合 計		

(注1) 各実習指導者ごとに作成する。

(注2) 「区分」欄については、実習指導者が

- ・ 実習施設・事業等（I）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験する者は①と、
- ・ 実習施設・事業等（II）における実習指導者で、介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ介護福祉士養成実習施設・事業等実習指導者研修課程を修了した者は②と、
- ・ 実習施設・事業等（II）における実習指導者で、介護福祉士の資格を有する者であって、「社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修課程」を修了した者は③と、
- ・ それら以外の者にあっては④と、

記載すること。

(注3) 実習指導者講習会を修了した者については、当該講習会の修了証の写しを添付すること。

## 添付書類

### 1 設置者に関する書類

#### (1) 設置者が法人である場合

- ア 法人の寄附行為又は定款
- イ 役員名簿
- ウ 法人認可官庁に提出した前年度の事業概要報告書、収支決算書及び財産目録
- エ 申請年度の事業計画及び収支予算書
- オ 社会福祉士又は介護福祉士の養成について議決している旨を記載した議事録
- カ 校長の履歴、就任承諾書

#### (2) 設置者が法人の設立を予定している場合

認可官庁に提出した申請書類のうちア、イ、エ、オ、カ

### 2 建物に関する書類

配置図及び平面図(建設予定の場合は設計図)

### 3 整備に関する書類

#### (1) 土地

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定地のもの)、寄附確認書、買収又は賃借の場合は契約書

#### (2) 建物

登記簿謄本(寄附を受ける場合にあっては寄附予定のもの)、寄附確認書、買収の場合は契約書

### 4 資金計画に関する書類

#### (1) 自己資金

金融機関による残高証明書等

#### (2) 借入金

ア 融資予定額、金融機関名、返済期間及び償還計画等を記載した書類

イ 融資内諾書等の写

#### (3) 寄附金

ア 寄附申込書

イ 寄附をする者の財産を証明する書類

- 5 実習施設の設置者の承諾書
- 6 実習施設の概要等
- 7 学則等
- 8 入学者選抜の概要（学生の受入の方針、受入方策等）
- 9 編入学定員を設定する場合の具体的方法（受験資格や既修得単位の認定方法等）
- 10 教育用機械機器及び模型の目録
- 11 時間割
- 12 実習計画

※ 通信課程を設ける場合には以下の書類を添付すること。

- 13 通信養成を行う地域
- 14 添削その他の指導の方法
- 15 面接授業実施期間における講義室及び演習室の使用についての当該施設の設置者の承諾書
- 16 課程終了の認定方法
- 17 通信養成に使用する教材の目録